

【アメリカ】規制に関する国際協調大統領令

オバマ大統領は、2012年5月1日、規制に関する国際協調を促進する大統領令第13609号を制定した。国際化が進む経済環境のもとで、諸外国と米国の規制が同様の問題に対して異なると、さまざまな問題を生じ輸出の障壁等となる。経済成長や競争力を維持し、雇用を創出しつつ、公衆衛生や環境を守るためには、規制の国際協調が重要となる。このために、大統領令では、①1993年の大統領令第12866号で設置された規制ワーキンググループは、米国の規制が国際的な規制と協調的なものとなるよう連邦政府の各省庁を調整すること、規制を国際協調的なものにするための戦略や方策を検討すること、②連邦政府の各省庁は、主要な規制で国際的な影響力のあるものについて規制改革アジェンダの対象として指定すること、主要な既存の規制で必要以上に国際的な規制と異なるものについては、改革を検討しなければならないこと等が定められた。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】電子政府サービスに関する戦略

オバマ政権は2012年5月23日、新たな電子政府サービスに関する戦略を発表した。急速に変化するモバイル環境に対応し、連邦政府の各種サービスを携帯端末からの利用に対応したものにするための戦略である。戦略は、具体的に次の3つの目標を達成することを目指している。①米国民が、どこでも、いつでも、どんな機器からでも高品質の電子化された政府情報やサービスにアクセスできるようにすること、②政府が新しいデジタル環境に対応して、機器等を安全に適正価格で調達し管理すること、③政府の情報を公開して、国民により良いサービスを提供すること。また、オバマ大統領は、同日、連邦政府の各省庁に対して指令を発し、政府の主要サービスを携帯電話から利用できるように今後12か月以内に、この戦略に従ってその項目を実施すること及び今後90日以内にウェブページ上で進捗を公表することを求めた。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】2011年国別人権報告書

2012年5月24日、国務省は、2011年人権状況に関する国別報告書を発表した。2011年の世界各国の人権に関する問題の特徴としては、第1に、中東、北アフリカ及びミャンマーの民主化の動きが挙げられている。しかし、一方では、各国の選挙における不正や少数民族、チベット仏教等の宗教的少数者、同性愛者・トランスジェンダー等への差別が拡大する傾向も見られるとしている。日本における人権上の問題としては、代用刑事施設への収容等のような公判前拘束者への適正手続保障の欠如、児童の搾取、雇用・就労における女性差別、法制度的差別を含む非嫡出子に対する様々な差別、障害者・少数民族・外国人（永住者を含む）への差別、各種の刑事施設収容者に対する非人道的取扱い、メディアの自主規制、検察の職権乱用、女性へのドメスティックバイオレンス・性的いやがらせ、外国人就労者の搾取、汚職等の存在が指摘されている。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】カカオ産業の児童労働に関する欧州議会決議

ILO の統計によれば、世界中で 2 億人以上の児童が危険な労働に従事させられており、そのうちの 1.5 億人は 14 歳以下であるという。カカオ豆は、チョコレート、化粧品その他の製品に使用されているが、そのカカオ産業で、7 割のカカオが生産される西アフリカでは、収穫期の 5 か月間に、人件費削減のため児童を含む家族ぐるみの集約的で過酷な労働が行われ、ガーナや象牙海岸では他地域からの人身売買があったとの調査もある。こうしたことを背景に、欧州議会は、2012 年 3 月 14 日、標記決議を採択し、未だ児童の権利に関する条約等を批准していない国々に対し、迅速にこれを批准して実施するよう要請し、政府、業界、カカオ生産者、労務管理者、NGO 及び消費者に対して、児童の強制労働や人身売買と闘うよう呼びかけた。また、欧州委員会に対しては、すべての貿易協定に、人権等に関する法的拘束力のある条項に沿った貧困撲滅及び安全な労働条件に関する規定を定め、違反に対する措置を付すよう強く促した。 (海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】「資源の効率的な利用」政策の進捗状況

「資源の効率的な利用」は、欧州連合が 2010 年に持続可能な経済成長及び雇用促進の目的で策定した「欧州 2020 年」戦略に掲げた 7 つの旗艦事業のうちの 1 つである。これは、二酸化炭素排出量の削減、再生可能エネルギー利用の拡大、運輸部門の近代化、エネルギー効率化の促進によって、資源利用から切り離して持続可能な経済成長を実現することを目指している。欧州委員会は、2011 年 1 月、気候変動、エネルギー、交通、産業、資源、農業、漁業、生物多様性、地域発展等、多くの政策分野における行動の長期的枠組みを策定する政策文書「資源効率の良い欧州—欧州 2020 年戦略の旗艦事業」(COM(2011)21) を発表した。続いて同年 9 月、政策文書「資源効率の良い欧州への行程表」(COM(2011)571 final) を発表し、持続可能な生産と消費、廃棄物の資源化等を目指し、その指標と目標を明確に定めて行動することを提案した。欧州議会も 2012 年 5 月 24 日、資源効率の良い欧州に関する決議を採択し、この中で、2014 年までに廃棄物枠組み指令 (2008/98/EC) に規定する 2020 年再生利用目標を見直すこと等を求めている。 (海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】成長ホルモン牛肉に関する米加との貿易紛争に終止符

欧州連合(EU)は、健康への懸念から成長ホルモンを投与された牛肉の輸入を 1988 年に禁止とした。多大な影響を被った米国及びカナダは、1996 年、WTO に裁定を申し立てた。裁定の結果 WTO 違反とされた EU がこの措置を撤回しなかったため、米加両国は、裁定で認められた金額相当の EU の食品(牛肉、豚肉、ロックフォールチーズ、チョコレート、ジュース、ジャム、トリュフ等)に貿易制裁を課した。以来、この問題は、WTO を舞台に長年の貿易紛争となっていたが、EU は、2012 年 5 月 22 日、これを終結させる欧州議会及び理事会規則(EU)No 464/2012 を制定した。これは、高品質牛肉の関税割当枠を設ける理事会規則(EC)No 617/2009 を改正するもので、ホルモン牛肉の禁止は維持するが、ホルモン処理されていない(高品質)牛肉に適用する現行のゼロ関税割当枠 2 万トンを引き上げて、2012 年 7 月 1 日から 21,500 トン、さらに同年 8 月 1 日から 48,200 トンとする。米加両国は事前の覚書に基づき、それぞれ段階的に貿易制裁を解除する予定。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【イギリス】2012年スコットランド法の制定

イギリスでは、1998年制定の地方分権改革関係諸法により、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドにそれぞれ自治政府と自治議会が設けられた。2008年に自治議会と中央政府の諮問を受けてグラスゴー大学のサー・カーマン（Sir Calman）総長を委員長とするスコットランドの分権化に関する委員会（以下「委員会」）が設けられ、スコットランドの自治の在り方を検討した結果、2009年にスコットランド議会の強化等を内容とする勧告が提出された。2012年5月1日に制定された2012年スコットランド法(c.11, 以下「法」)は、スコットランド分権統治の基本を定めた1998年スコットランド法等を改正して委員会の勧告等の実施を図るものである。自治議会が、自主財源となる所得税のスコットランド税率を定める権限（法第25条～第27条）、土地取引に関し自由に課税する権限（法第28条・第29条）等を得ることとなるほか、法にはスコットランド議会選挙の選挙管理事務の自治政府への移管（法第1条）等も規定されている。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】2012年自由保護法の制定

2010年総選挙により成立した保守自民連立政権は、労働党前政権下のテロ対策等によりイギリスが過度の権威主義的国家になり基本的人権や市民的自由が侵害されてきたとして、国家権力による権利侵害に直面した者が自由と公正を尊重するイギリスの伝統に従い個人の権利を回復するの必要を認めて、政権綱領で自由法案の提出を公約した。この公約を実現するため2012年5月1日に制定された2012年自由保護法(c.9)は、本則121か条に附則10を伴う。同法には、指紋、DNA型情報等の生体認証データの取扱いを規制する規定、防犯カメラ技術や自動車登録番号標自動認識システムの取扱行為規範を定めて新設の防犯カメラ委員の監視の下に置く規定、個人の住宅への立入権限で大臣が不相当と認めるものの命令による廃止等に関する規定、起訴前のテロ被疑者の勾留期間の上限を短縮する規定、弱者保護の目的で広く関係者を登録して監視する制度を弱者と日常的又は密接な接触のある者のみを対象とした制度に移行する規定等がある。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】2012年水事業(財政支援)法の制定

近年イギリスは干ばつや逆に短時間の集中豪雨に悩まされるようになり、生活水の供給が逼迫している。2010年総選挙で成立した保守自民連立政権は、その政策合意で、水利の効率化と貧困世帯の保護の確保を図るため水事業の改革を公約し、更に2011年12月に公表した白書「生活用水」で、政府は即刻水問題に取り組むこととしてその対策を明らかにした。2012年5月1日に制定された2012年水事業(財政支援)法は、2011年11月の2011年度秋季財政報告や2011年全国基盤整備計画にも盛り込まれた事項の実施を図るもので、本則3か条で構成される。上下水料金を削減するため、1991年水事業法の一部を改正して、上下水事業者及び免許を受けたその他の水供給者に対する財政支援の権限並びに上下水基盤設備の建設及び運用で特に多くの複雑な作業を要するものに関する財政支援の権限を国務大臣に付与するものである。同法は、干ばつ地帯の多いイングランドとウェールズを対象として、制定の2か月後から施行される。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【フランス】 武器規制制度における武器区分等の改正

フランスの銃砲等の武器規制制度は、武器の区分が複雑である上に、区分基準が実際の危険性を考慮したものではなかった。そこで、この制度の刷新を目的として、現代化かつ簡素化された予防的な武器規制の確立に関する 2012 年 3 月 6 日の法律第 2012-304 号が制定された。同法は、主に、武器の区分の改定、所持の条件の簡素化及び武器の不法所持に係る刑罰について定める。武器の区分は、これまでの用途や性質を基準とする 8 区分から、実際の危険性を基準として A（禁止）、B（許可）、C（申告）及び D（所持規制なし）の 4 区分に改められた。刀剣類や将来開発される武器等も、危険性を基準としてこの区分に当てはめられることとなる。所持の条件も整理され、満 18 歳未満の者は、狩猟及び射撃競技以外の目的で武器を所持できないという包括的な規定が定められた上で、区分ごとに所持の条件が明確化された。そのほか、武器の不法所持等に対する刑罰も強化された。

（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 スポーツ競技における不法行為責任の免除

フランスの不法行為責任には、自己の管理下にある物により生じた損害に対する責任である「物の所為による責任（responsabilité du fait des choses）」（以下「責任」）が存在する。しかし、スポーツ競技においては、判例により、競技中の予見し得る通常の危険を競技者が認識し承知しているものとみなす「危険承諾理論（théorie de l'acceptation des risques）」が適用され、加害者の責任が免除されてきた。しかし、2010 年に最上級審である破毀院がこれを覆す判決を下した。そこで、スポーツ・文化イベントの運営の促進のための 2012 年 3 月 12 日の法律第 2012-348 号が制定され、加害者の責任が免除される条件がより詳細に限定された。今後、加害者側の責任が免除されるのは、競技を行なうために恒常的又は一時的に確保された場所（プールやスキーの滑走路）において、スポーツ連盟等が主宰するスポーツ大会又はその練習での競技中に、自己の管理下にある物が他の競技者に物的損害を与えた場合のみとなる。

（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 倒産手続における保全措置の適用範囲拡大

フランスの倒産手続には、支払停止前における更生のための「事業救済（sauvegarde des entreprises）」、支払停止後で更生可能な場合の「裁判上の更生（redressement judiciaire）」及び更生不可能な場合の「裁判上の清算（liquidation judiciaire）」の 3 つがある。近年、倒産寸前の子会社の資産を、経済的に密接な関係のある第 3 者（親会社等）が自身の資産に移転させるなどして、債権者への支払等の責任を免れようとする事例が増加している。これまで、第 3 者の財産に関する保全措置は、裁判上の清算の場合にしか実施できなかった。そこで、事業救済、裁判上の更生又は裁判上の清算に係る保全措置及びその対象となる財産に関する 2012 年 3 月 12 日の法律第 2012-346 号が制定され、事業救済及び裁判上の更生の場合にも、商事裁判所裁判官は、第 3 者の財産に関する保全措置を命じることが可能となった。また、裁判上の更生手続において、支払停止に陥ったことに責任のある経営者の財産に対する保全措置も実施可能となった。

（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】 航空法の改正

2012年5月12日から航空法第14次改正法が施行されている（BGBl. I S.1032）。主な改正点は、次の2点である。①EUの空港使用料指令2009/12/ECが実施された。空港運営会社は、航空法上、所管官庁から空港使用料の認可を受けなければならない。改正後の空港使用料は、透明性が高く、無差別なものでなければならないが、公益を考慮してその金額に区分を設けることができる。航空機の騒音により料金区分を設けることは義務とされ、排気ガスにより料金区分を設けることは任意とされた。また、年間の利用客が5百万人を超える空港は、所管官庁に空港使用料の認可を申請する前に、空港を利用する航空会社の了解を得なければならないとされた（第19b条）。②環境や交通の監視などに用いる民生用の無人機が重要になったことに鑑みて、無人機が航空法の対象に加えられた（第1条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 電気通信法の改正

EUの電気通信規制のための指令（2009/140/EC, 2009/136/EC）の実施に伴い、電気通信法が改正された（BGBl. I S.958）（2012年5月10日施行）。これにより、消費者が電話会社を変更する場合に、従前の電話番号を引き続き使用することができるようになり、24時間以内に次の電話会社のサービスが利用できるようになるなど（第46条）、消費者の権利が強化された。また、高速ブロードバンドへの投資を促進するために、連邦ネットワーク庁が投資の確実性を高めるための長期的な規制計画を行政規則によって定める旨が規定された（第15条）ほか、高速ブロードバンドへの投資から適正な利潤が得られるよう、連邦ネットワーク庁はあらゆる規制措置に際して投資リスクを考慮しなければならない（第32条）等の規定が設けられた。EU指令の実施に必要な範囲を超える改正として、コールセンターなどへの通話で、担当者が出るまでの待機時間に発生する料金は、受信者が負担する旨が定められた（第66g条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 農業等従事者社会保険の組織改革

2012年4月18日に、農業等従事者社会保険の組織改革のための法律が公布された（BGBl. I S.579）。従来、農業及び林業従事者のため、連邦を8つの対象地域に分け、各々に労災、老齢、疾病、介護保険が設けられていた。また、園芸従事者のためには、連邦全体を対象としてこれら4つの保険が設けられており、さらに、これらを統括する農業従事者社会保険中央連合会があった。このような保険の組織形態のため、同規模の農業経営でも地域によって異なる保険料率となっていた。また、近年の農業人口構造の変化により、この組織形態は効率の悪いものとなった。そこで、上述の36の社会保険及び農業従事者社会保険中央連合会を統合し、農業等従事者のための社会保険の運営主体として、連邦直属の公法上の法人「農業・林業・園芸社会保険」が2013年1月1日に設置されることになった。旧組織の財産、権利義務及び職員は、新組織に移行する。保険料率も、同規模の農業経営であれば、連邦全体で同一となる。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【韓国】 養子縁組に関する特例法及び民法の改正

養子縁組には、民法上の養子縁組のほか、要保護児童を対象とした「養子縁組の促進及び手続に関する特例法」（以下「特例法」）上の養子縁組（親が養子縁組に同意し、関係機関に保護を依頼した子を含む）がある。2011年8月4日、特例法が「養子縁組特例法」として全部改正された。2012年8月5日から施行される。法改正により、従来申告制であった特例法上の養子縁組が家庭裁判所の許可制となり、養親になる資格要件（犯罪歴等）が厳格化されたほか、出生後1週間以内は養子縁組ができない熟慮制も導入された。また、国内の養子縁組を優先することが明記され、国内の養子縁組活性化のための中央養子縁組センターの設置も定められた。さらに2012年2月10日、民法一部改正法案が公布され、すべての未成年者を対象とした養子縁組が家庭裁判所の許可制となり、未成年者の離縁は、裁判によるもののみ可能となった。改正民法は2013年7月1日に施行される。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 人工照明による光害防止法の制定

2011年12月29日、韓国国会本会議において、「人工照明による光害防止法案」が可決され、2012年2月1日に公布された。公布から1年経過後に施行される。「（人工照明による）光害」とは、「人工照明の不適切な使用による過度の光又は照らそうとする照明領域外に漏れる光が、国民の健康で快適な生活を妨害し、又は環境に被害を与える状態」を指す。光害から国民の健康及び環境を保護するため、同法において、環境部長官による5年ごとの光害防止計画の策定、環境部長官を委員長とする光害防止委員会の設置、環境部長官による光放射許容基準の設定、広域自治体の長による照明環境管理区域の指定等に関する事項が定められた。広域自治体の長は、光放射許容基準に違反した照明器具の所有者等に改善命令を下すことができ、命令に従わないときは、照明器具の全部又は一部の使用の停止・制限を命じることができる。使用の停止・制限の命令に従わない場合、光放射許容基準を遵守していない場合等には、過料が科される。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 世宗学堂財団の設立

韓国政府は2009年から、中国の孔子学院のような統一ブランドの自国語教育機関の育成に乗り出しており、韓国文化院等で実施している既存の韓国語講座等の名称を「世宗学堂」に統一するとともに、世宗学堂の新設を推進している。韓流ブーム、韓国における外国人雇用許可制の導入等を背景とした韓国語需要を取り込み、韓国語教育をより一層拡大強化することで、国際社会における国の競争力の強化を目的としている（2012年5月現在36か国77か所）。2012年5月23日、世宗学堂の基盤強化のための財団設立を目的とした「国語基本法一部改正法律案」が公布され、その3か月後に施行される。新たに設立される世宗学堂財団は、世宗学堂の指定及び支援、学習サイトの開発及び運営、標準教育課程及び教材の普及、世宗学堂の教師養成、教師の教育及び派遣支援、世宗学堂を通じた文化教育及び広報事業その他韓国語教育普及に必要な事業を行う。国が予算の範囲内で財団設立、施設、運営等に必要な経費を支援できるほか、財団自ら収益事業を行うことができる。理事長及び監事は文化体育観光部長官が任免する。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】軍人保険法の制定

軍人特に退役軍人の処遇問題は長年の課題であったが、保険を整備して軍人の権利を守ることを目的として、軍人保険法が2012年4月27日に公布され、7月1日に施行された（主席令第56号）。同法は①軍人死傷保険、②退役年金保険、③退役医療保険、④軍人の未就労配偶者保険の既存の各制度を法律によって保障するもので、保険料負担の原則、他の社会保険との連携等について規定する。軍人死傷保険は、服役中に公務や戦闘で死亡し、又は障害が残った軍人に保険金を支払うものであるが、その保険料はすべて国の負担とすること、軍人が退役後に基本年金保険に加入する場合には、服役期間を年金加入年数とし、その期間の保険料を中央財政が補助すること、医療保険料は義務兵を除く軍人及び国が同額を負担すること、軍人の未就労配偶者の年金保険及び医療保険の保険料は、一定の割合で国が補助すること、退役後にはこれらの財源を地方の各所掌機関に移すこと等を定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】スクールバス安全管理条例の制定

スクールバス(以下「バス」)事故の多発を受けて、標記条例が2012年4月5日に公布、同日施行された（国務院令第617号）。同条例は、小中学生の送迎に供される7座席以上の自動車を対象に、その安全管理の強化を図るものであるが、近くに学校のない農村地帯でのバス利用が多い現状から、県級以上の地方人民政府に対し、小中学生がバスに乗らずに通学できるように、学校設置計画の策定・調整、寄宿制学校の設置又は公共交通機関の整備を行うことを求めている。これらの措置をとることができない農村地域では、バスサービスを保障する措置をとることとし、小学生用バスについては国の規格に適合する専用車とすること、バスを運行する学校や企業等のバス使用許可証の取得義務、バス運転手となるための条件、運行ルートや速度に関する規定、学童生徒の安全確保のための管理者の同乗、その職務等について定める。また、幼稚園のバスについても附則で規定する。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】入学試験等における不正行為への対処

大学、大学院修士課程、専門学校等の入学試験、大学卒業資格認定試験等における替え玉受験、カンニング等の不正行為に対処するために2004年に定められた国家教育試験規則違反処理弁法が改正され、2012年4月1日に施行された（教育部令第33号）。中国では、大学等への進学は全国統一試験で決まるが、各大学等が一定の枠内で入学候補者を確保する独自の試験等も増えている。旧弁法は、その適用範囲が明確でなかったが、新弁法は、これらの新方式の試験も適用範囲に含め、不正行為、規律違反行為等の基準及びこれらの行為に対する処罰の見直しを行った。携帯電話等送受信機能をもつ機器を携帯することは不正行為とみなされて、受験科目の成績は無効となり、集団での不正行為、試験場外への試験問題の送信、情報の受信及び書類を偽造しての替え玉受験は1～3年の受験停止となる。そのほか、不正行為の認定及び処理の手続、処分が決定された受験生の不服申立て等について定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【オーストラリア】2011年人間密輸抑止法の制定―遡及適用条項等で批判

オーストラリアは1999年以来、非市民である人を密輸する人間密輸(people smuggling)罪を刑法典や移民法に定めている。2011年11月29日制定の2011年人間密輸抑止法は、人間密輸罪における密輸対象の非市民の定義を明確化するため、「密輸時点で有効なビザ等を保持しない非市民はオーストラリアに合法的に入国する権利を有しない」との条文を移民法第228B条として加える改正を行った。下院は、用語の明確化という技術的な法制定と捉えて法案上程同日に可決したが、法案付則が同条文を人間密輸罪新設の1999年に遡って遡及適用する規定だったこともあり、法律家団体等から刑事罰の遡及適用の危険性や難民条約で国際的に同国が負う義務に反するなど批判された。このため上院の法律及び憲法的立法委員会が審査を行い、法案説明資料に新たに「遡及適用に当たっては過去の有罪判決や進行中の訴追を覆す危険を排除した運用が重要である」との一文を加えることにより成立することになった。

(海外立法情報調査室・等 雄一郎)

【オーストラリア】2012年核テロリズム関連法改正法の制定―条約より厳格な規定

国連で2005年に採択され2007年に発効した核テロ防止条約をオーストラリアとして批准するため、2012年3月6日、国内の関連法を改正し整備するための2012年核テロリズム関連法改正法が制定された。条約第5条により各締約国には条約第2条の犯罪を国内法上の犯罪とすることが求められるため、1987年核不拡散(保障措置)法等が改正されることになった。①放射性物質若しくは条約上の「装置」(核爆発装置及び放射性物質発散装置)を所持し又は「装置」を製作すること、②放射性物質を使用し又は「装置」若しくは核施設を使用し若しくは損壊すること、③それらを使用し若しくはそれらを損壊する旨脅迫し又はこれを行うよう他人に要求すること、をそれぞれ犯罪とし、いずれも20年以下の懲役とした。条約が「装置」の損壊又はその旨の脅迫は犯罪としていない点及び法がいかなる形態の脅迫も犯罪にあたるとしている点で、国内法のほうが条約よりも厳格な規定となっている。

(海外立法情報調査室・等 雄一郎)

【オーストラリア】2012-13年度連邦予算案―単年度収支黒字化を達成

2012-13年度(2012年7月-2013年6月)連邦政府予算案が2012年5月8日に議会上院に提出された。歳入が3688億ドル、歳出が3642億ドルで財政収支黒字を達成し、労働党政権が2007年総選挙で政権獲得して以来の公約を5回目の予算案で実現することになった。財務省の予算概観によれば、鉱物資源利用税(MRRT)の導入による資源採掘企業への新規課税によって、天然資源ブームで好調な鉱工業部門の利益を国民全体の恩恵とするのが今回の予算の眼目である。これにより、高校生以下の子のいる家庭向けの「学童生徒ボーナス」総額50億ドルの支給制度の新設が可能となり、低中所得層向けに子ども家族手当の増額や総額11億ドルの生活補助手当が新設される。この他、歳入面では炭素税の新規導入による67億ドルの増収などを見込み、節約面では向こう4年間に国防費55億ドルや対外援助29億ドルの節減を打ち出している。野党からは炭素税額が過大であるなどの批判が強い。

(海外立法情報調査室・等 雄一郎)

【シンガポール】下水排水法の改正

2012年6月22日、下水排水法改正法及び公益事業法改正法が施行された。それぞれ、2001年改正下水排水法、2002年改正公益事業法を改正するものである。熱帯に位置し、かつ水資源の乏しいシンガポールでは、渇水対策とともに、洪水や水質汚濁対策として下水排水システムの整備が重要である。下水排水法改正法は、①再生水利用システムの管理及び統制における公益事業庁（PUB）の権限を強化する、②廃棄物や有害物質の流入等に対して下水排水システムを保護する、③PUBによる検査員の任命及び立入検査の権限に関する規定を改正し、改正公益事業法の関連規定を改正する、④廃水処理料金や支払い遅延料金を明確化するために制定され、また罰則規定を強化した。この2つの改正法により、排水の水質が規制されることになり、下水排水システムに流入する沈泥や危険物・有害物の量を削減することで、水質汚濁の減少や水供給の確保の推進が図られている。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

【ベトナム】労働法典の改正—女性労働者の産休の延長—

2012年6月18日、労働法典改正法案が国会で可決された。この改正法は17章242条からなる。近年、ベトナムでは労働争議やストライキが急増しており、労働条件の見直しが急務となっている。また定年年齢が男性60歳、女性55歳となっているように、労働条件における男女差が存在する。今回は、定年年齢の性差の改正は行われなかったが、第10章で「女性労働者に関する諸規定」が置かれた。女性労働者に対する国の政策として、女性労働者の働く場での男女平等の権利を保障するとし、また雇用主の義務として、選考、使用、育成、労働時間、休憩時間、賃金及び各制度において男女平等の実現を保障すると定めた。注目すべきは、女性労働者の産休期間が現行の4か月から6か月に延長されたことである。産休期間中、女性労働者は、社会保険に関する法律の規定に従い、助産サービスを利用することができるのと同時に出産補助金が支給され、併せて賃金も支給される。

（海外立法情報課・遠藤 聡）